

コンプライアンス行動規範

平成 25 年 6 月 6 日制定

日本光学測定機工業会

日本光学測定機工業会・コンプライアンス行動規範

日本光学測定機工業会の健全なる発展をあらゆる活動の原点に置き、工業会の価値を永続的に高めていくことを理念とし活動を遂行する。当工業会の役職員は、この行動規範に則り法令・社会規範等を厳正に遵守し、工業会活動に関するルールを正しく理解し公正な活動を行なう事とする。この行動規範、法令等に対する違反が認められた場合、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局等への届出、関係者の処分、再発防止策の策定などの必要な処置を講ずる。

重要な規範

1. 法令等の徹底

法令・社会規範を厳格に遵守し公正な工業会活動を行う。

1-1 関連法令の遵守

適用される各種法律・規則を厳格に遵守する。

1-2 国際ルールや各国法令の遵守

国内のルール、及び、国際ルールや各国の法令を遵守し、各国の慣習・文化を尊重する。

1-3 公正かつ自由な協会活動

独占禁止法等の関係法令を遵守し工業会活動を遂行する。談合やカルテルなど、公正で自由な競争を妨げる行為は行わない。

1-4 インサイダー取引の禁止

会員の重要な情報を知り重要情報の公表前に会員の株式などの売買を行う証券取引関連法令に違反する行為をしない。又、会員の重要な情報を知った場合、その情報を許可無く第三者に伝えない。

1-5 知的財産権の保護

著作権、商標権、特許権などの知的財産を尊重し、これらの権利を侵害しないように、十分に留意する。

1-6 職場環境

労働関係法令を遵守し、安全で健全な職場環境を維持する。

2. 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持する。

2-1 反社会的勢力に対する姿勢

暴力団、総会屋、テロ集団などの反社会的勢力による発力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになる。自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を維持する。

2-2 政治活動・政治資金

選挙、政治活動、政治資金などに関する法令を遵守し、公正な姿勢を貫く。

2-3 接待・贈答

業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反し、社会的に不相当な接待・贈答の授受をする事は行わない。

3. 適切かつ透明性の高い工業会活動

工業会活動の適切な運営を図ると共に、透明性の高い工業会活動に努める。

3-1 工業会活動の適切性

工業会会員と健全な関係を確保し、適切かつ公正な工業会活動に努める。

3-2 正確な情報の作成、管理

適時・適切な情報開示を行うため工業会活動について正確な記録を作成、管理することに努める。又、監査・検査に対して十分に協力する。

3-3 機密情報の取扱

機密情報については、適正に管理し、権限のない者に機密情報を開示しない。

4. 人権・環境の尊重

会員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重する。又、地球環境に配慮して行動する。

4-1 差別の禁止

性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地などを理由とする差別や人権侵害は容認しない。

4-2 ハラスメントの禁止

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのいかなるハラスメントも容認しない。

4-3 個人の情報の取扱

個人のプライバシーを侵害しないよう、会員の情報をはじめ、個人情報の管理には十分注意を払い業務上必要な目的以外に利用しない。

4-4 地球環境への配慮

地球環境の保護が重要な責務であるとの認識に立ち、関係法令及び各種規制を遵守し、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動する。

行動規範などの違反を発見した場合の報告義務

工業会の役職員は、この行動規範、法令、協会ルールに違反する行為（又は違反の疑いがある行為）を発見した場合、会長・副会長・事務局長いずれかに報告・相談する事とする。

別表

日本光学測定機工業会会員と役職員が従うべきルール

1. 競合他社と製品の価格、販売条件などを議論しない。
2. 競業他社と価格設定、生産制限などの協定を締結しない。
3. 市場に関する情報交換の方法、日本光学測定機工業会への加入拒絶などについて別途定める。
4. 捜査当局の職員が当工業会へ訪問した時の対応手順を別途定める。

会議の運営

1. 製品の価格、販売条件、生産量などの議論、或いは協定を締結しない事を厳守する。
2. 競合する会員同士が特定の供給会社、或いは、その他の組織との取引を行わないことに合意しない。
3. 議案、資料を事務局で手配する。
4. 会議で競争法上問題となる議題となった際は、議長・コンビナーは発言者に対して発言を止めるよう注意し、止めない場合は、議事録に記載の上、閉会する。

日本光学測定機工業会への加入条件

1. 正会員、賛助会員として入会を希望する者に対しては、定款に基づき原則として入会を認める。
2. 入会を拒絶する正当な事由がある場合は、入会希望者にその事由を開示し承諾を得る。

情報の収集・管理・提供

1. 統計情報の収集・管理は工業会が行い会員間では行わない。工業会に於ける統計情報の収集・管理の担当者は、事務局長もしくは事務局長が一名任命する。
2. 会員には個社情報を開示しない。
3. 統計情報を会員や一般に提供する際には、個社情報を抽出することが困難とする程度の集合化を行う。

捜査当局調査・捜査時の対応

捜査担当職員が当工業会に訪問したときの対応は次の通りとする。

1. 捜査担当職員が調査・捜査のため工業会に訪問した場合は、直ちに会長・副会長へ連絡する。
2. 事務局長が捜査担当職員の調査・捜査に協力する。
3. 捜査担当職員に対して身分証明書の提示を要請する。
4. 捜査の理由、範囲などを確認し、令状があればそのコピーを作成する。交付さ

れない時には、その内容を記載した書面を作成する。

5. 捜査担当職員から署名を求められた場合は、原則として署名を行わない。但し、捜査令状を後日送付するための署名は除外する。
6. 工業会職員は書類を隠匿、破棄、改ざんするなどの行為をしてはならない。又、他の協会・工業会などの第三者に対して、捜査が入ったと事を知らせ、又は、警告をしてはならない。

制定 2013.6.6

コンプライアンス規定

平成 25 年 6 月 6 日制定

日本光学測定機工業会

コンプライアンス規程

第1条（目的）

日本光学測定機工業会コンプライアンス規程（以下「本規程」）は、日本光学測定機工業会（以下「当工業会」という）の役職員（臨時、嘱託、派遣労働者及び業務委託を含む。以下「役職員等」という）が法令及び当工業会が定める規程を遵守し、危機管理意識を高め、社会倫理に適合した公正な活動を実践することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「コンプライアンス」とは、当工業会の役職員等が業務遂行に当たって、関係法令、社会的規範及び当工業会の定める諸規程等を遵守することをいう。

第3条（適用）

本規程は、当工業会の役職員等に適用する。

第4条（役職員の責務）

役職員等は、本工業会の使命と社会的責任を自覚するとともに、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

役職員等は、常にコンプライアンスに関する知識の研鑽と危機管理意識の向上に努めるものとし、必要に応じて講習、資料等により教育を受ける機会を設けるものとする。

第5条（処罰）

役職員等による故意又は重大な過失によるコンプライアンス違反行為については、当工業会は、就業規則等により処分することがある。また、役職員等がコンプライアンス違反により、当工業会に経済的損失を与えた場合は、当工業会は、当該役職員等に損害賠償を請求することがある。

第6条（改定）

本規程の改定は運営委員会の承認を得るものとする。

以上

コンプライアンスマニュアル

平成 25 年 6 月 6 日制定

日本光学測定機工業会

コンプライアンスマニュアル

I. コンプライアンスマニュアル通則

II. コンプライアンス遵守事項

III. コンプライアンス遵守体制

I. コンプライアンスマニュアル通則

日本光学測定機工業会（以下“工業会”）は本邦における光学・測定・画像機器工業の健全な進歩発展と、業界の繁栄に寄与することを目的として、活動を遂行します。工業会の役職員（囑託、派遣、業務委託を含む）、工業会の委員会委員（以下総称で“役職員等”）は、下記のコンプライアンス遵守事項に則り法令・社会規範等を厳正に遵守し、工業会活動に関するルールを正しく理解し公正な活動を行なう事とします。工業会はコンプライアンス遵守事項、法令等に対する違反が認められた場合、関係者の処分、再発防止策の策定などの必要な処置を講じます。

II. コンプライアンス遵守事項

1. 法令遵守

役職員等は法令・社会規範を厳格に遵守し公正な工業会活動を行います。

1) 法令等の遵守

国内外の法令や国際ルールの内容及び精神を理解し、工業会活動にあたって、これを遵守します。また社会から要求される企業倫理や個人としての良識と責任をもって行動します。

2) 就業規則・工業会内ルールの遵守ならびに利益相反行為の禁止

就業規則や工業会内規定・規則の内容および趣旨を理解し、工業会活動遂行にあたって、これを遵守します。

3) 競争法の遵守

独占禁止法等の関係法令を遵守し工業会活動を遂行します。談合、カルテルおよびその他の公正で自由な競争を妨げる行為は行ないません。

<役職員等が従うべきルール>

- 競合他社と製品の価格、販売条件などを議論、情報交換、合意しません。
- 競合他社と設備投資、公表されていない利益、利益幅等を 議論、情報交換、合意しません。
- 競合他社と市場占有率を決定したり維持することについて、議論、情報交換、合意しません。
- 競合他社と製品計画や市場戦略のような現在及び将来の営業方針等について、議論、情報交換しません。
- 競合他社と特定の取引先に不利益を与える不公正な取引方法について議論、情報交換、合意しません。

上記は例示であり、禁止行為の詳細は国の法令の定めるところによります。

<工業会会議の運営>

- 会議参加者は会議において上記の禁止行為を含む競争法上問題となる事項を話題にしません。
 - 会議議長及びコンプライアンス事務局は予め会議における議題や配布資料について、競争法上問題がないことを確認します。
- 4) インサイダー取引の禁止
株価や投資判断に影響を与える可能性のある会員の重要な情報を知り重要情報の公表前に会員の株式などの売買を行う金融商品取引法その他の関係法令等のために違反する行為をしません。又、株価や投資判断に影響を与える可能性のある会員の重要な情報を知った場合、その情報を許可無く第三者に伝えません。
- 5) 知的財産権の保護
第三者の著作権、商標権、特許権などの知的財産を尊重し、これらの権利を侵害しないように、十分留意をします。

2. 社会関係

役職員等は社会、政治との適切な関係を維持します。

- 1) 反社会的勢力に対する姿勢
暴力団、総会屋、テロ集団などの反社会的勢力による力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになります。自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力との関係は遮断します。
- 2) 政治活動・政治資金
選挙、政治活動、政治資金などに関する法令を遵守し、公正な姿勢を貫きます。
- 3) 贈収賄の禁止及び贈答・接待等
業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反し、社会的に不相当な接待・贈答の授受をする事はありません。
- 4) 関係団体がコンプライアンスに違反した場合、コンプライアンス委員会で審議し総会において適正な判断を下す。

3. 適切な会計処理、税務申告

役職員等は会計及び各種税務申告に関する法令・基準を遵守し、適正に会計処理と会計報告及び税務申告をおこないます。

4. 適切かつ透明性の高い工業会活動

役職員等は工業会活動の適切な運営を図ると共に、透明性の高い工業会活動に努めます。

- 1) 工業会活動の適切性
工業会会員と健全な関係を確保し、適切かつ公正な工業会活動に努めます。
- 2) 正確な情報の作成、管理
適時・適切な情報開示を行うため工業会活動について正確な記録を作成、管理することに努めます。又、監査・検査に対して十分に協力します。
- 3) 機密情報の取扱
機密情報については、適正に管理し、権限のない者に機密情報を開示しません。

<情報の収集・管理・提供>

- 統計情報の収集・管理は工業会が行います。工業会に於ける統計情報の収集・管理の担当者は、事務局長もしくは事務局長が任命した者とします。
 - 会員には個社の統計情報を開示しません。
 - 統計情報を会員や一般に提供する際には、個社情報を抽出することが困難とする程度の集合化を行います。
- 4) 個人情報保護
個人情報は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定し、正当な理由なく第三者に提供しません。また不正侵入、紛失、改ざん、漏洩等がないよう、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し厳重かつ適正に管理します。
<注>個人情報とは業務遂行上過程において取り扱う顧客、取引先の役職員、会員等その他の個人に関する情報で、当該個人を識別することを可能にするものをいいます。

5. 役職員等関係

役職員等は人権を尊重し、差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等をおこないません。

1) 人権尊重/人間尊重

性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地などを理由とする差別や人権侵害は容認しません。

2) ハラスメントの禁止

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのいかなるハラスメントも容認しません。

3) 職場環境

労働関係法を遵守し、安全で健全な職場環境を維持します。

4) 技能・技術管理の遵守

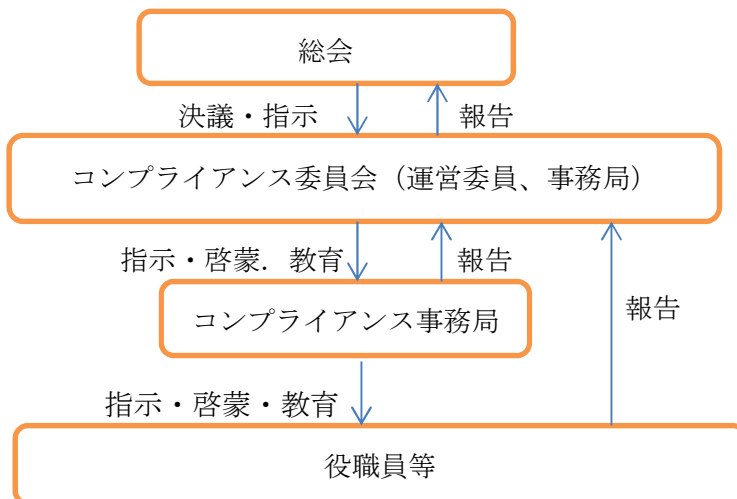
役職員等は高い倫理観をもって技能・技術活動に取り組みます。

6. 環境保全関係

役職員等は地球環境の保護が重要な責務であるとの認識に立ち、関係法令及び各種規制を遵守し、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

Ⅲ. コンプライアンス遵守体制

コンプライアンス体制は下記の通りとします。役職員等は上記コンプライアンス遵守事項に違反する行為を発見した場合、コンプライアンス委員会に報告・相談します。



- 1) 総会
工業会コンプライアンスの重要事項に関し、コンプライアンス委員会からの報告に基づき決議及び指示を行います。
- 2) コンプライアンス委員会
運営委員会が兼務して委員及び事務局で構成され、コンプライアンス体制の維持・管理や法令遵守に関する審議を行うとともに、相談・通報の受付窓口となります。
- 3) コンプライアンス事務局
事務局長及び事務局長が指名した者がコンプライアンスマニュアルの啓蒙・教育を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務を執り行います。

以上